

知立市建設工事等一般競争入札共通事項（建設工事）

1. 入札参加資格に関する事項

(1) 参加資格

【共通要件】

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 建設工事の種類に応じ、入札参加申請の提出期日までに知立市入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- ③ 入札参加申請書の提出の日から入札日までの間、知立市入札参加資格停止要領（平成 20 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加資格停止又はこれに準ずる措置を受けていないこと。
- ④ 入札参加申請書の提出の日から入札日までの間、知立市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 3 月 30 日付け知立市長・知立市教育委員会教育長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- ⑤ 建設業法第 3 条の規定による建設業の許可を受けていること。ただし、下請代金の総額が 5,000 万円以上（建築一式工事の場合は 8,000 万円以上）となる場合には、特定建設業の許可が必要となる。
- ⑥ 建設業法第 26 条の規定に基づき主任技術者又は監理技術者を適切に施工現場に配置できること。ただし、契約金額が 4,500 万円以上（建築一式工事の場合は 9,000 万円以上）となる場合には、配置される技術者は本工事に専任であることが必要となる。また、監理技術者にあつては、監理技術者補佐（建設業法第 26 条第 3 項ただし書に規定する者をいう。）専任で配置し、別に定める兼務要件を満たす場合には、他の工事と兼務できる。

下請代金の総額が 5,000 万円以上（建築一式工事の場合は 8,000 万円以上）（建設業法第 3 条の建設業の許可と同じ金額）となる場合には、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者を配置することが必要となる。
- ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

【総合数値】

- ・総合数値に点数の記載がある場合は、「知立市建設工事入札参加者資格総合数値算定要領」に基づき設定された当該年度の工種ごとの総合数値をいう。
- ・入札参加資格は、公告に記載された総合数値以上とする。
- ・知立市内に建設業法上の営業所を有しない場合は、申請日に有効な審査基準日における総合評定値（P 点）をいう。

【地域要件】

- ・地域要件は、次のとおりとする。

市 内：知立市内に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）3 条の規定に基づく営業所（本店又は支店等）を有し、引き続き 3 年間名簿に登載されている者をいう。支店等の場合は、知立市入札参加資格者名簿に契約営業所として登載された支店等に限る。

知立管内：愛知県知立建設事務所管内に本店を有し、引き続き 3 年間名簿に登載されている者をいう。

県 内：愛知県内に本店を有し、引き続き 3 年間名簿に登載されている者をいう。

【施工実績】

- ・施工実績を求める場合は、要求以上の施工実績を有していること。
- ・施工実績は、同種の工事の元請としての施工実績とする。
- ・官公庁とは、国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。
- ・業績の確認は、CORINS の実績登録で確認を行う。

2. 入札参加資格の確認に関する事項

- (1) 事前審査型の一般競争入札に係る入札参加資格の確認は、一般競争入札参加申請書の提出後、速やかに、入札公告に示す入札参加資格の有無について確認を行う。入札参加資格の有無について電子調達システム又は一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- (2) 事後審査型の一般競争入札に係る入札参加資格の確認は、開札後、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者（知立市低入札価格調査等実施要領（平成 17 年 4 月 1 日施行）に規定する落札者の決定方法による場合については、同要綱により有効である価格で入札を行った者）を落札候補者とし、当該落札候補者のうち入札金額の最も低い者又は総合評価落札方式による場合は評価値の最も高いものから順に、入札公告に示す入札参加資格を満たす者が確認できるまで行う。確認の結果、落札候補者が入札参加資格を有していないと認めた場合は、当該落札候補者に対し、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- (3) 開札の順番は公告文の工事番号順に行い、開札順に入札参加資格の審査を行う。同日開札する複数の案件に配置予定技術者を重複する場合において、結果、落札候補者となった案件に技術者を配置できなくなった場合は、入札参加資格を有していないものとする。

3. 入札の執行に関する事項

- (1) 入札は、知立市入札者心得書（以下「心得書」という。）により行うものとする。
- (2) 入札回数は 1 回とする。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相

当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 低入札価格調査の基準となる価格（以下「基準価格」という。）を設定した場合は、基準価格を下回る価格をもって入札をした者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の履行が確保できないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

また、失格基準価格を設定した場合は、その失格基準価格を下回る価格をもって入札をした者は失格とする。

- (5) 最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格を下回る価格をもって入札をした者は失格とし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (6) 契約事項の前払いについては、1件200万円を超える工事につき、請負金額の10分の4の範囲内で支払うものとする。ただし、2年以上にわたる工事にあつては、当該契約に基づく各年度の年割額の10分の4の範囲内で支払うものとする。

4. 入札の無効

以下の入札は無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札
ただし、第5条各号の規定により、納付を免除された者を除く。
- (3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
- (4) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (6) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 記名及び押印のない入札（電子入札を行う場合にあっては、電子署名のない入札）
- (8) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (9) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (10) 予定価格を事前公表した場合において、積算内訳書を提出しない入札
- (11) 積算内訳書の積算金額が、入札金額と同額で記載されていない入札
- (12) 積算内訳書の記載事項に誤りがあり、検算によって積算金額が確認できない入札
- (13) 特記があるもの以外で総額1,000円以上の値引きが記載されている積算内訳書を提出した者の入札
- (14) 事前公表をした予定価格を超える入札
- (15) 特定共同企業体において、その企業体を代表する者のICカードによらない入札

- (16) 特定共同企業体において、特定共同企業体名の入力のない入札又は特定共同企業体名の異なる入札
- (17) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

5. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、見積る契約金額の100分の5以上の金額の入札保証金を納めなければならない。ただし、知立市契約規則（昭和60年規則第8号。以下「契約規則」という。）11条の規定に該当する場合は免除する。
- (2) 契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めなければならない。ただし、契約金額200万円以下の工事で契約規則33条第3号の規定に該当する場合は免除する。